

# 「肯定的な」感情経験の陥穽

——感情経験の利用による「見下し」を巡って——

崎山 治男

本稿の目的は、感情経験の利用、とりわけ一見すると望ましい感情経験が利用されることを通して、他者を劣位な位置におく「見下し」が達成されるあり方を、差別現象を事例として分析することにある。本稿では、感情規範を分節化し、状況定義に対応する「感情ルール」と、状況貫通的な「感情ノルム」とに区分することを通して、望ましい感情表出に対する応答のあり方が「感情ノルム」として成立し、一定の応答を強制することから、望ましい感情表出に内包される「見下し」が達成されるあり方が中心的に分析される。

## 1) はじめに

本稿の目的は、ある相互行為場面において、感情経験の利用、とりわけ一見すると望ましい感情経験が利用されることを通して、他者を自己に対して劣位な位置におく「見下し」が達成されるあり方を、差別現象<sup>(1)</sup>を事例として分析することにある。具体的には、感情社会学の概念を再検討する中で、感情経験と状況定義の相克の問題、並びに肯定的な感情経験の表出が、他者に対して画一化された応答を強制する問題として、感情経験の利用、とりわけ一見すると望ましい感情経験を利用した「見下し」の達成を捉え返すことにある。

まず、本稿で感情社会学の枠組みを再検討する中で、それを分析枠組みとして用いる理由について、自立生活を営んでいる障害者の介助者が、健常者との相互行為場面を振り返る事例を通して述べよう。

事例1——車椅子を押して時々戸惑うのは、通りがかりの人や電車に乗り合わせた人から、にこにこっと笑顔で会釈をされる時なんです。こちらもお辞儀を返しちゃうんですけど、考えてみるとおかしいですね。私たちは友人としてつき合っているんですけど。でも私にも介助してあげているんだって意識がやっぱりあるのかな。

[安積他1995, p.135]

この事例は、介助者が、健常者側からの「にこにこっと」した笑顔、という一見すると望ましい感情表出に対して、「ついお辞儀を返して」しまい、その行為を振り返る中で「介助してあげているんだという意識」という、介助者自身が障害者を介助される客体として劣位に位置づける「見下し」を行っていたことを意識化したことを示すものである。健常者は何故この場面で、介助者に対して「にこにこっと」した笑顔を呈示し、それに対して介助者は「お辞儀」を返してしまい、それによって障害者に対して

「見下し」を行っていたと感受しているのだろうか。われわれは日常生活において、様々な感情経験の表出・保持を、いわば「自然的な態度」をもとにした上で行ってはいるが、そこには感情経験の保持・表出のあり方の規則性もまた存在するように思われる。この事例で語られている感情経験の保持・表出のあり方、並びにその背景や効果を分析する際には、この規則性を分析することがまず必要であろう。

感情経験の表出・保持のあり方に、何らかの社会性を認めることを通して、何故、ある特定の場面において、ある特定の感情経験の保持・表出が（通常は）対応するのかを指摘するあり方が、感情社会的なパースペクティブの最大公約数であると言って良い<sup>(2)</sup>。その中でも、個人の感情経験の保持・表出のあり方と、規範との関連性を指摘しているのがホクシールドの感情理論である。われわれは、ある出来事に対して、自己、ないしは他者が感じるべきであると見なす感情経験に対する期待を持っている。例えばわれわれは、パーティーの場面では、皆楽しく振る舞うべきであり、また他人からも楽しさを感じてくれることを期待されているであろう。ホクシールドは、われわれが、日常生活の中で自己や他者が抱くべきと考える感情経験に対する期待を「感情に対する義務と権利の感覚」とし、そのような集合的な期待が存在することから、「感情規範」(feeling rules)という概念を提出している[Hochschild, A. R. 1979, 1983]。ホクシールドはこの感情規範の内実について、ある「感じるべき」感情経験と、相互行為場面との適切性／不適切性を指示する規範であり、感じるべき感情経験の程度（＝例えば、どの位楽しむべきか）、方向性（＝例えば、どのような状況で楽しむべきか）、持続（＝例えば、どの位の期間、楽しむべきか）を指示する

ものであるとしている[Hochschild, A. R. 1979, pp. 563-564]。

このように、感情経験の表出・保持のあり方に対する何らかの規範性を主張するパースペクティブを持つならば、前述した事例は、障害者を介助している場面では「にこにことした笑顔」を表出するという、健常者による感情規範に基づいた行為に対して、「お辞儀を返す」という、介助者側の感情規範に基づいた行為を行っているものと捉えることが出来る。

しかし、これまでの感情社会学では、感情規範が単一のものとされており、また、その具体的なあり方が注目されて来なかったため、(1)ある感情規範がある特定の感情経験の表出を指示する過程と、(2)感情規範間の関係性を問うことが出来ず、ある感情規範に従った感情の表出に対して、何故特定の感情の表出が返されるのかが、捉えられないように思われる。その結果として、冒頭の事例1で言うならば、何故そもそも健常者は「にこにことした笑顔」を表出するのかという点、そして何故「にこにことした笑顔」に対して介助者は「お辞儀」を返してしまうのかという、感情表出のあり方の対応関係が十分に捉えきれないように思われる。

ホクシールドのモデルでは、ある具体的な相互行為場面に関する状況定義——本稿では、ある相互行為場面の文脈を背景にした上で、相互行為場面の参加者の関係性を定義するあり方という意味で用いている——が、まず与件とされ、それに感情規範が対応するという形を取っている。この場合、ある相互行為場面における感情経験の表出・保持のあり方の適切性／不適切性を指示するものが、果たして状況定義のあり方によって変更される偶有性を持ったものなのか、あるいは状況貫通的に、ある特定の感情経験の表出・保持を指示するあり方に由来するも

のなのか、判然としない。また、感情規範間の関係性が明確にされていないため、相互行為過程において、ある特定の感情経験の表出・保持に対して、何故ある特定の感情経験の表出・保持が対応するのか、判然としない。本稿が第1に注目する点はこの点にある。感情規範を分節化する中で、ある感情規範がある感情経験の表出を指示する過程の分析を通して、「見下し」が成立するあり方と感情規範との関係性について主に第2節で検討を加える。そして、感情規範間の関係性を分析する中で、望ましい感情表出が「見下し」を帰結する過程の分析を主に第3節、第4節で行う。

また、冒頭の事例で述べたような健常者側からの望ましい感情表出が、健常者が障害者自身を劣位の位置に貶める「見下し」を前提としていることを、障害者が表面上は「適切に」応答しながらも、内的には感受していることがしばしば指摘されている。一例を挙げよう。“「体がご不自由なのに、よく頑張ってはるね。」「体がご不自由なのに、暗い影がなくて明るいね」などと、さも珍しそうにいわれることがあります。(中略)「障害者は、すべて暗い顔をして、小さくなって、家の中に閉じこもっていただければならないのですか」と腹が立つのです。”[生瀬編1986, p.143]。この事例で語られている、望ましい感情表出に対して「適切に」対応する中で感受される、「見下し」といった否定的な効果を分析するためには、感情規範に従うことがもたらす効果を詳細に検討する必要があるだろう。

だが、これまでの感情社会学においては、ある感情規範に個人が従うことに伴う否定的な効果が、幅広く論じられて来なかったように思われる。例えばホクシールドが提唱し、その後様々な論者によって展開されてきた「感情労働

論」は、ある特定の感情規範に従った感情経験の表出・保持のあり方を職務上、連続性、強制性を伴って行わなければならない個人の苦痛を論じたものであった<sup>(3)</sup>。例えば、ホクシールドが調査したフライト・アテンダントを例にとると、(1)理不尽な怒り等の感情経験の表出を行う乗客に対してさえ自己の感情を操作化することを通して、職務上適切な感情経験の表出とされる、にこやかに接しなければならないことに伴う否定的な効果、(2)自己の感情の操作化という契機が、個人に、自身の感情経験からの疎隔感をもたらすという否定的な効果、が述べられている。そこで問題とされているのは、望ましくない感情経験を表出する他者に対してさえ望ましい感情経験を返さなければならない否定的な効果、並びに自己の感情を操作することに伴う否定的な効果であった。しかし、他者の望ましい感情経験の表出に、「適切に」応答することによって帰結する否定的な効果は存在しないのだろうか。本稿が第2に注目する点はこの点にあり、否定的な効果としての「見下し」が達成されるあり方に注目しながら、主に第3節、第4節で検討を加える。

なお、本稿で差別現象を対象として選択する理由としては、(1)今日の社会における差別現象の特異性として、一見すると望ましい感情経験をういた「見下し」が見えやすい点、(2)感情社会学における差別現象の分析の少なさが挙げられる。

今日、差別を肯定的なものと捉える心性は減少していると考えられる<sup>(4)</sup>。しかし、こうした心性に導かれていると考えられる、われわれが被差別者と出会った時取る態度について考えてみよう。ジョーンズは、主に心理学・人類学の知見に依拠しながら、可視性をもつステイグマを負った者<sup>(5)</sup>に対して現代社会の成員が

直面した際に経験する感情は、興味、同情心といった望ましい感情と、不快感、嫌悪感といった望ましくない感情との両極に分かれる傾向があるが、一般的には後者のほうが強いことを指摘する。一方で彼は、現代社会においてはステイグマを負った者に対して公正に振る舞い、共感や同情心といった感情を経験することが規範化していることを指摘する。“当該場面において構成された望ましくない感情は、不可避免的に、われわれの公正性、共感といった規範と抵触する” [Jones, E. E. 1984, p.239]。ここで、個人は「アンビバレントな感情」(ambivalent feeling)に直面し、ステイグマを負った者に対して望ましくない感情を経験することによって、“自己が人間性豊かで、偏見のない者であるという自己観念、あるいは賢明で、公正な心をもった者であるという自己への脅威” [Jones, E. E. 1984, p. 243]を感じるのである。そのためわれわれは、被差別者に対して望ましい感情経験の表出を行うことを通して肯定的な自己観念の確保を行う。

しかし、前述した障害者の事例に見られるように、このような一見すると望ましい感情表出に対して、被差別者側が見下しを感受することがしばしば報告されている。このように、一見すると望ましい差別者側の感情経験の表出が、差別者側が被差別者側を自己に比べて劣位の位置におく見下しを前提としていることを、被差別者に感受させる機制が存在する。こうした機制は、ある相互行為場面の参加者の感情経験の表出・保持のあり方に対する規範性を解明することを通して、感情経験の表出・保持のあり方が相互行為場面や自己に対して与える効果を分析する感情社会学の営為を通して、初めて解明されるだろう。

また、これまでの感情社会学における差別現

象の分析では、「感情」を、いわば動機の語彙として用いることを通して、差別現象を肯定化するあり方——例えば、被差別者に対する「生理的な」嫌悪感等といった語彙——が分析されるに留まってきた[岡原 1993, 1998等]。しかし、佐藤のように、差別現象の本質をマジョリティである差別者側が被差別者を劣位の位置におく「見下し」という契機に求めるのであれば[佐藤 1989]、ある感情経験のあり方と「見下し」との関係性こそが、分析対象とされるべきであろう。

なお本稿では、具体的な分析対象として、主に障害者が自立生活へと至るプロセス、さらには自立生活で感受する感情経験をj用いる。その理由としては、(1)障害者が施設内で経験する感情経験の抑圧の形式が、第1の注目点として述べた感情規範のあり方を提示してくれると考える点、(2)自立生活で、健常者から提示される「適切な」感情経験に対する障害者の感情経験のあり方が、第2の注目点として述べた、肯定的な感情経験の表出に対する応答の規範性とそれに伴う苦痛のあり方を提示してくれると考える点にある(6)。

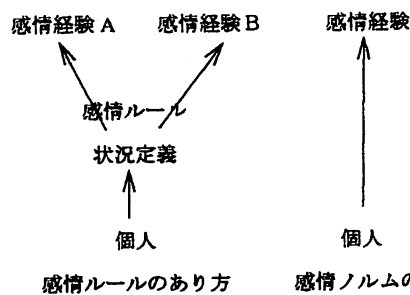
## 2) 感情経験の適切性の否認：「感情ルール」を巡って

障害者達が自立生活という生活様式を選択する要因として、施設や家庭における抑圧性がしばしば挙げられている(7)。本節では、その中でも施設に収容された障害者の感情経験の抑圧の過程を分析していく(8)。

まず、具体的な分析に入る前に、本稿が感情経験の分析の核に据えている感情経験に関わる規範性についての検討を行っておく。第1節で述べたように、感情経験に関わる規範性についてのホクシールドの議論では、個人の「適切な」

感情経験の表出・保持のあり方を導く感情規範のあり方が、状況定義とセットになったものか、あるいは状況貫通的（＝状況定義に左右されない）で、高度に抽象化されたものであるのが不明確である。

坂本は、行為（＝本稿の場合では、感情経験の表出・保持のあり方）と規範との関係性について、行為と規範との間に、相互行為場面の文脈に応じた状況定義という媒介項を挟むことを提唱している。その中で坂本は、状況定義のあり方が、現実の相互行為場面における規範の適用のあり方、そしてそれが後続する行為に影響を与える側面を指摘すると共に、高度に抽象的な規範が行為を指示するという、両者が再帰的に影響を与え合う双方向型のモデルを提示している[坂本 1989]。このように考えてみると、感情規範のあり方も、感情経験に関するある特定の文化的な背景から高度に抽象化された、状況貫通的な性質を持つ感情規範と、ある特定の相互行為場面における状況定義のあり方によって運用のあり方が変更される感情規範とが存在していると考えられる。本稿では、前者を「感情ノルム」とし、後者を「感情ルール」と呼ぶことにする。両者の違いを図示すると、以下のようになる。



→は、感情ルール、感情ノルム双方の指示関係を指す

この図で示した通り、「感情ルール」は個人が状況定義を行った際に、その状況に対して如何なる感情を個人が経験し、表出すべきかを指

示する規則であり、状況定義のあり方に規定され、そのあり方によって運用のあり方が変わるものである。また、「感情ノルム」は、状況貫通的に個人が経験し、表出すべき感情を指示する規範であり、状況定義の影響を受けないものである。

このように考えてみると、障害者が施設・家庭で経験する感情経験の抑圧の形式としては、ある状況定義が他者によって優先的に規定され、その結果、「感情ルール」が他者によって優先的に規定されるという「感情ルール」のあり方がまず考えられる。以下本節では、この過程について考察していく。

施設職員と障害者との間には、様々な場面において状況定義の対立が存在し、それが感情経験をめぐる対立へと至る事態がしばしば存在するとされている。そうした対立の一例として、ある障害者の施設収容時の感情経験の記述を検討してみよう。

事例2——ギブスを巻く時は、ちょうど分娩台のようなベッドに寝かされるから、お尻まではベッドの上にあるが、両足は少し広げて上に持ち上げた姿勢をとらされる。その恰好からして屈辱的だったのに、小学校の高学年になるまではいつも性器をむきだしのままにされていた。数人の男の医者に囲まれて、子供の私がたとえ彼等を男だと認識していなくても、あのわけしらぬ恥ずかしさ、恐怖、そして、それを感じる自分への怒り—これは、レイプの犠牲者の精神状態だと思う。

[安積他 1993, p.37]

施設内では入浴、排泄、着替え等の場面において異性の職員が介助を行うことが多い。その場合、職員は障害者を異性としてではなく、子

供ないしは障害者として定義し直す。つまり、職員は障害者との関係性を、「異性」としてではなく、自己より劣位な立場にある「子供」や「障害者」との関係性として、「見下し」を伴った形で再定義する。石川らは、この再定義を通して異性を無性化することによって性的興奮等の「余分な」感情を抑え、施設内の効率性を高める一方で、障害者側に羞恥等の望ましくない感情が残ることを指摘している [石川他 1986, pp. 31-32]。

事例2は医療場面でのものだが、同様の望ましくない自己感情を経験させられている。医者は、記述者をおそらく異性と見なさず、パーソンズが述べる医者が医療場面において要請される感情中立性から、この場面を特別な感情を経験しない場面と捉えているだろう。一方、この記述者は「彼等を男だと認識していない」にせよ、「恥ずかしさ」という望ましくない感情経験を感受していることから見ると、この場面における状況定義の中に性的な要素が入っているものと捉え、異性間という関係性が存在する場面でありながら、それに見合った処遇をされていないことによって、「恥ずかしさ」という望ましくない感情経験を感受しているといえる。つまり、本稿の用語を用いるならば、異性の関係性という状況定義に対応した「感情ルール」から自己が構成する感情経験の適切性が、医師側の状況定義の優越によって否定され、異性間の関係性に適切である処遇が行われていない。この結果、「恥ずかしさ」という感情経験を感受しているのであろう。

では、こうした感情経験の適切性の否認はどのようにして達成されるのであろうか。その要因としては、(1)異性同士という関係性を伴った場面であるという状況定義を内面では保持し、それにふさわしい処遇を欲していながらも、

医者側の状況定義の適切性を、障害者側が表面上は認めていたことと、(2)羞恥といった感情を惹起させることに起因する効果が存在すること、が考えられる。以下、順を追って検討してみよう。

まず、(1)について検討してみよう。ここで取り上げた事例における障害者は、当時はこの場面を、障害を軽減してくれる場面であり、感謝が要求されるものとして捉えていた。[安積 1993, pp. 22-32]。つまり、障害を軽減する医療場面であるという医師側の状況定義の適切性を追認し、自己が保持している「感情ルール」に基づいて構成された感情経験が、医師側の状況定義の優越によって否定されることを承認していた訳である。しかしこの承認は、医療場面であるからということ、自己に言い聞かせることによって成立していたものであった。事例2の障害者の以下の記述を見てみよう。

6年生になったころだったろうか、ある看護婦さんが気づいて、「純子ちゃんは大きいんだからガーゼをかけてあげようね」と言ってくれた。だが私はホッとする反面、その言葉に出されたことで、つまり意識化されたことで、よりいっそう羞恥と恐怖を感じて口ごもった。…本当のところでは、自分のからだ、性が、すごく気になる。でも、子供だし、障害をもっているしで、女として、性をもった一人前の人間として扱われていないという現実が、すでにあまりにも当然のようにある。だから、その現実慣れるためには、「そんなこと気にしていないふりをしよう」と決める。  
[安積 1993, pp. 37-38]

このように、「子供であり、障害者である」者に対する医療場面であるから、そこでは性的

な事柄への配慮は不要であるとする、医師による「見下し」を伴った状況定義が確固としてあるため、異性という関係性を伴った場面であり、それに見合った処遇をして欲しいという自己の状況定義は、「気にしないふり」をすることによって押し隠される。しかし、その中でも、ある出来事をきっかけとして——例えばこの事例で言うと、看護婦の言葉——異性という関係性を伴った場面であるとする状況定義が浮上してくることがある。そうした場合、事例2で示されているように、異性の前で裸を露出していることから、異性という状況定義に対応した「感情ルール」に基づく「恥ずかしさ」が浮上してくる<sup>(9)</sup>。この点について事例2の障害者は、“看護婦さんから、「ガーゼをかけてあげようね」なんて言われると、…「気にしちゃいけない」「もう、無視したい」と必死で思っているもう一人の自分の気持ちとしては、気にさせられたことで余計に恥ずかしくもあり、そういう状況をまねいた自分に腹立たしさを覚えてしまう”[安積1993, p.38]と述べている。

続いて、(2)について検討しよう。この引用文の中で、「恥ずかしく」感じてしまうことは、どのような効果をもたらすのだろうか。大村は、「羞恥」という感情経験を自己が抱くことの効果を、「罪」との対比において検討している。その中で大村は、「罪」が、その対象が特定の（あるいは抽象化された）他者に帰責させることが出来るため、結果として可視的な支配—被支配関係の対自化が可能であるのに対して、「羞恥」は、その対象が自己自身の振る舞いや感情経験の表出の「おかしさ」であり、自己に帰責されてしまうことを指摘している[大村1988]。本節で取り上げられている事例2においても、大村が指摘している効果が存在していると考えられる。すなわち、「恥ずかしさ」を

感じてしまうことは、例え表面的であれ、医療場面を性的に中立なものとする医師の状況定義に対応した「感情ルール」からの逸脱を自己に感受させ、その原因を自己に帰責させてしまっているのである。

本節では、障害者が自立生活を選択する以前の施設や家庭において、「見下し」が達成される要因として、(1)状況定義とそれに対応した「感情ルール」に関する、健常者側（この事例では医者）の優越性の認識、(2)羞恥という感情を自己に帰責させる機能、を指摘してきた。もし、(1)、(2)の要因だけが、感情経験を利用した「見下し」の要因であるとするならば、自己が保持している「感情ルール」の適切性を確信することが、上述した効果を解消する方途であると結論づけることも出来るだろう。しかし、より狡猾な、感情現象を利用とした「見下し」のあり方が存在する。次節以降では、このあり方を、「感謝の交換経済」という概念を中心に、「感情ルール」と「感情ノルム」の相克として分析する。

### 3) 「感謝の交換経済」による、2者関係における見下しの達成

自立生活において障害者が直面する事態には様々なものがあるが、本稿の関心は障害者が直面する相互行為場面において、感情経験を利用した「見下し」が達成されるあり方の分析にある。そこで、本稿では障害者とそれを取り巻く人々との相互行為過程に焦点を当て、検討する。ここでは議論の構成上、障害者の周囲の人々として介助者と健常者を取り上げる。本節では、健常者と障害者が結び2者関係における相互行為過程について検討する。次節では、健常者、介助者、障害者という3者が参与する相互

行為過程について検討する。

自立生活では、障害者がどうしても周囲の健全者に、様々な「気遣い」を求めねばならない場面が存在する。この場面の特徴は、健全者の「善意」による「気遣い」を期待しなければならない点にある。そして、障害者は健全者の「善意」を「嬉しいもの」としつつも、それを負担に感じる契機、並びに「見下し」を感受する契機が存在する。この点がある障害者は、

事例3——車椅子で店なんかに入ったら、変な目でみんなが見るし。店員さんが気がつかっているのが、嫌になるくらい分かるの。私は人にそんなに気を使ってもらうのが好きじゃないのよ。こっちまで気を使っちゃって、買い物するだけで神経が疲れちゃう。確かに、気を使われてうれしい時とそうでない時があるわ。こっちが困っている時にさりげなく声をかけてくれたりするときは、とっても嬉しく思う。だけどほとんどの場合は「あら、この人障害者だわ」とか「なんか変な人がいるわね」みたいな興味本位の視線なの。

[障害者アートバンク編 1991, p.36]

と表現している。

この事例に登場する店員の「気遣い」は一見すると障害者に対する望ましい振る舞いであるかのように思われる。しかし、こうした振る舞いに対して述べられている気疲れという負担感、そして、「「あら、この人障害者だわ」とか、「なんか変な人がいるわね」みたいな興味本位の視線」といった、健全者側が障害者との関係性において「見下し」を行っているという障害者に感受させるものは何であろうか。

ホクシールドは、通常われわれが日常生活を営む上で、相互に適切な感情の呈示をしよう中

で、感情経験を巡る互酬性を維持していることを指摘する。個人は、他者の好意的な感情表出、あるいは自己に何らかの便宜を与える行為に対して、「感情の負債」(emotional debt)を感受し、それを返済するために「感謝」(gratitude)を他者に対して与えることで感情の互酬性が通常維持されていく。この過程をホクシールドは「感謝の交換経済」(economy of gratitude)とする<sup>(10)</sup>。これが成立するためには、“どのような感情が自己にとって適切な贈与であり、どのような感情が他者にとって適切な贈与であるかについての間主観的な了解” [Hochschild, A. R. 1986, p.96]の成立と、それを踏み外した、個人が贈与の過剰に不満を感じる状態を回避することが必要条件となる[Hochschild, A. R. 1983, 1986]<sup>(11)</sup>。では、この「感謝の交換経済」の中で達成されている自己/他者の位置、並びに「感謝の交換経済」が成立する背景にはいかなるものがあるのだろうか。

クラークは、感情経験が相互行為過程で利用されるあり方を検討する中で、感謝や共感の利用についての検討を加えている。まず彼女は、相互行為過程を、その参加者が占める「社会的な場」(social place)を巡るネゴシエーションと捉える。社会的な場とは、相互行為場面の参加者がそこにおいて占める位置を指す概念であり、一般的に“高位の社会的な場を占める者は、多くの尊敬、特権を持つ” [Clark, C. 1990, p.306]。クラークによれば、社会的な場を個人に知覚させる作用因が感情である。何故ならば、感情経験は、われわれに相互行為場面での自己の地位を確認するための多くの情報を与えてくれるとともに、自己/他者に惹起される感情経験の種類によって、その相互行為場面における社会的な場を調整することができるからである。クラークは、前者を「場を自己に指示する



指標としての感情」(Emotion as place marker)とし、後者を「場を他者に指示する指標としての感情」(Emotion as place claim)と概念化する。

まず前者について述べておく。相互行為過程において自己が感受する感情経験としては、自己に対して他者が抱いているものと想定される望ましい感情／望ましくない感情、並びに自己が他者に抱く望ましい感情／望ましくない感情がある。クラークは、この組み合わせによって、個人は当該の相互行為場面における自己の社会的な場を確認するとしている。自己が望ましい感情を経験する場合、自己の社会的な場が他者よりも優位であることが感受され、望ましくない感情の場合にはその劣位が感受される。また、自己が他者に望ましい感情を抱く場合、自己の社会的な場が他者よりも劣位であることが感受され、望ましくない感情の場合にはその優位が感受される。このように、自己が自己自身、ならびに他者について抱く感情の望ましきによって、個人が当該の相互行為場面において占める社会的な場の感受を与える機能が、「場を自己に指示する指標としての感情」という概念が示す内容である。

続いて、後者について述べておく。クラークは、相互行為場面において行為者Aが持つ感情経験と、行為者Bの感情経験とが一定の相関関係にあることを指摘する。例えばAがBに対して怒りや嫌悪感を持つと、Bはそれに対して当惑や羞恥といった感情を経験するように。この場合、Aの感情はBに対する自身の評価をBに伝達したことを意味し、AがBより優位な社会的な場を占めることを主張していることになる。これを一般化すると、AがBに対して望ましくない他者感情 (negative other-emotion) を表出する場合、AはBに優位な社会的な場を主張したことになり、望ましい他者感情 (positive

other-emotion)を表出した場合、その劣位を主張したことになる。このように、相互行為場面における自己-他者関係の中での「社会的な場」を告げる機能が、「場を他者に指示する指標としての感情」という概念が示す内容である。

クラークは、行為者Aによる、行為者Bに対する感情経験を通じた「社会的な場」のネゴシエーションの一般的なあり方として、上述したものを挙げている。しかし、一方では、行為者Bの感受のあり方、並びに行為者Aによる感情経験の表出の種類によっては、これとは異なる帰結が生じるとしている。行為者Bの感受のあり方については、義務感の産出が挙げられている。これは、行為者Aが行為者Bに対して「場を他者に指示する指標としての感情」として、望ましい感情を圧倒的に示すことで、Bに感情の負債を感受させることであり、これによってBにとっての「場を自己に指示する指標としての感情」を否定的なものにし、自己の「社会的な場」の優位性を確保することである。また、行為者Aによる感情経験の表出の種類については、「共感」(sympathy)の利用が挙げられている。これは、行為者Aが、Aよりも同等もしくはそれ以下の社会的な場を占めていると想定する行為者Bに対して、共感を示すことで、共感を与えうる立場にあることを行為者Bに承認させることを通して、自己の「社会的な場」の優位性を確保することである [Clark, C.1990, pp. 317-327]<sup>(12)</sup>。

クラークの議論においては、義務感の産出と共感の利用とのあり方の関連性は議論されていないが、この両者は結びつきうると考えられる。すなわち、行為者Aが、行為者Bに対して望ましい感情としての共感を示すことによって、行為者Bに共感への応答を行わなければならないという義務感を産出させることを通して、自己

の社会的な場の優位性を確保するあり方が考えられる。このように考えてみると、共感という望ましい感情経験を表出することを通して、他者に対してそれに対して応答しなければならないという義務感を受感させること、すなわち「感情の負債」を受感させることを通して、自己の優位性を示すあり方が、「感謝の交換経済」に内包されているのである。

これまでの議論から、事例3を振り返ってみよう。まず、この事例では、「あら、この人障害者だわ」という記述に示されているように、店員の気遣いに基づいた振る舞いが、健常者—障害者といった関係性という状況定義に起因していると共に、「興味本位の視線」といった記述に示されるように、そういった振る舞いが、見下し——クラークの言葉を用いるならば、社会的な場の劣位性——によって成立していることが受感されている。その上で、買い物に行った際の店員の過剰な気遣いのあり方に対して、「こちらまで気を使わなくてはならない」気疲れが示されている。この過剰な気遣いの内実は、店員の障害者への「共感」や、それに伴う好意的な振る舞いであろう。それに対して彼女は、気疲れしてしまう。その理由として、そうした好意的な振る舞いに対して「感謝」を返さなければならないという「感情の負債」の受感が考えられる。すなわち、健常者側が、「興味本位の視線」という、見下しを伴った健常者—障害者という関係性を持ったものとして、この状況を定義し、それに対応した「感情ルール」から、「過剰な気遣い」を行う。それに対して障害者側は、それが見下しを伴った健常者—障害者という状況定義を前提として成立していることを受感しつつも、過剰な気遣いに対して感謝を返さねばならないという「感謝の交換経済」を承認している。

では、何故このような「感謝の交換経済」を利用した、「見下し」を伴った健常者—障害者という状況定義のあり方がたやすく達成されるのだろうか。クラークは、現代アメリカ社会における共感についての「作法」(etiquette)を分析する中で、あらゆる場面において「共感」の提示に対して疑いを持ったり、それに応答する義務感から「感謝」を返さないことが、個々人の人格的な「健全さ」(niceness)の欠如の受感をもたらすと指摘している[Clark, C. 1987]。つまり、本稿の用語を用いるならば「共感」等の感情提示に対して「感情の負債」を感じたものは、「感謝」を返すという、「感謝の交換経済」が、「感情ノルム」として成立しているのである。

共感の利用とそれに伴う義務感の産出による、「感謝の交換経済」が成立する背景には、こうした効果が存在すると考えられる。すなわち、本来は「感情ルール」に基づいた振る舞いが、その内実が好意的な感情表出であるが故に、障害者側の対応的な状況定義の効力を無化することによって、それに対する応答の形式として「感情ノルム」を用いることを要求する効果である。事例3について述べるならば、本来、店員の「過剰な」気遣いは、健常者—障害者という状況定義に対応した「感情ルール」に基づいたものであり、それに対する応答の形式は、原理的には多様な可能性——例えば、見下しを伴った障害者—健常者という状況定義を承認しつつ、そうした気遣いを当たり前のものと見なし、取り立てて「感謝」を返さないことや、あるいはそういった状況定義を拒絶し、過剰な気遣いに異議申し立てを行うこと——に開かれている筈である。しかし、この店員の気遣いは、「共感」や「気遣い」といった感情提示に対しては、「感情の負債」を受感し、感謝を返すべしとする、状況貫通的な「感情ノルム」に基づいた行

為を行うよう、障害者に要求する。その結果として、「感情ルール」に本来的には基づいており、多様な形式に開かれている筈の応答が、前述したあり方へと限定されてしまうのである。

自立生活の理念では、このような「気遣い」を「善意」として解釈するのではなく、自己の権利だとする見解がある<sup>(13)</sup>。また、障害者の記述をみるとそれが「善意」によるものか否かを問わず、健常者を介助に巻き込むことによって障害者という存在を認知させることに意義や楽しみを感じている場合も多い。しかし、これまで述べてきたように、健常者側の善意に基づいた行為の中に、「見下し」という契機が存在すると同時に、それが「善意」による振る舞いであるが故に、「感謝の交換経済」にからめ取られることを通して、「見下し」に対抗することが困難になる可能性も同時に存在するのである。次節では、健常者、介助者、障害者という3者関係における相互行為過程を分析し、健常者が「感謝の交換経済」を利用することで、介助者・障害者双方を劣位な立場に置き、見下しを達成する過程についてさらに検討を加えてみたい。

#### 4) 3者関係における見下しと「感謝の交換経済」

3者関係の相互行為場面が見下しにおいて占める特異な位置の考察は、佐藤によって展開されている。佐藤は差別現象を、「マジョリティー」というカテゴリーと「マイノリティー」というカテゴリーが、前者のカテゴリーに属する者による後者のカテゴリーに属する者の排除＝遠心化によって構成された後に、前者が後者を見下すことによって成立するものと見なす。その上で、マジョリティー側AがBという

対象を見下す行為は、同時にCという排除・差別されない対象を設定する行為なくしては存在しないものとする。これを成立されるために、AはCを自己と同質の属性をもつ「共犯者」の地位におき、Bに対する見下しという差別行為を強化させる。この場合、三者の序列は、差別者A>被差別者B、共犯者C>被差別者Bという形で設定されている[佐藤1990]。

佐藤の議論では、差別者Aと共犯者Cとの序列関係が示されていないので、ここではさらにこの点を検討しておく。両者の序列関係の可能性として、第1に差別者A=共犯者Cという場合が考えられる。例えば、佐藤自身が取り上げている被差別部落民と自分の子供との結婚に反対する親が子供を共犯者に位置づける事例では、親が子供を「被差別部落民ではない者」と位置づけ、そこから子供を共犯者の位置におこうとする。この場合、差別者Aである親と共犯者Cである子供は同じ「被差別部落民ではない者」という属性をもっている。第2に、共犯者C>差別者Aという場合が考えられる。この場合、AとCは同質の属性をもつことが前提になるとA自身が逆にCに見下される危険性があるから、AはCを同質の属性をもつ者とした上で、さらにCに肯定的な属性を付与する形をとるであろうから、厳密には共犯者C $\geq$ 差別者Aといった序列になるだろう。例えば、第1の場合と同様に親が被差別部落民との結婚に反対しようとして子供を共犯者の位置におこうとする場合、自分と子供を同じ「被差別部落民ではない者」とするばかりではなく、子供の肯定的な属性(子供の将来性や、親を上回る学歴等々)を持ち出すことによって、子供を共犯者の位置におこうとするかもしれない。第3には、差別者A>共犯者Cという場合が考えられる。この場合、一見するとAはCの同調を調達することが

困難であるように見えるが、CがAに対して同調する要因としては、水津が「同調的排除」への動機付けとしてマジョリティー側に位置する心理的報酬を挙げているように[水津 1996]、被差別者Bよりも上位の位置づけをAから得るために、当該場面ではAに同調するという可能性がある。以上の議論から、3者の序列関係には、(1)差別者A=共犯者C>被差別者B、(2)共犯者C $\geq$ 差別者A>被差別者B、(3)差別者A>共犯者C>被差別者C、という3通りが考えられる。ここから、冒頭に示した事例1、並びに以下に示す事例4について検討してみよう。

事例4——（障害者の記述） 駅の階段を上り下りするときには介助者一人だけじゃ、車椅子を持ち上げられないから、まわりの人に手助けを頼むんだけど、そういう時には決まって『どうすればいいんですか』と介助者の方にやり方を聞くんです。

[安積他 1995, p. 135]

まず、事例4について検討する。この事例では、健常者がこの場面を、「障害者と介助者」というユニットとの関係性として状況定義を行う。その上で、そのユニットへの介助の補助の際、介助者側に応答することを行っている。その際の状況定義の内容は、障害者に介助者によって運ばれる客体としての負の意味付与を行うものであり、そこから運ぶ主体である介助者に応答する。

このような相互行為場面では、障害者は健常者によって、自己の状況定義が否定されていると感受するとともに、もし介助者が健常者の態度に同調したならば、怒りに類似した不満感を介助者に対して抱く。ある障害者は、介助者と店に買い物に行った際に、これと同類の相互行

為場面に遭遇し、介助者が同調した際の経験を、“お店の人が、介助者にばかり説明するんですよ。こっちに説明すればいいのに、こっちに説明しないで向こうでちょこちょこことね。介助者の方もそれを聞いているんですよ。”[安積他 1995, p.135]と語る。すなわち、介助者が、健常者側の障害者に対する負の意味付与に同調することで、障害者は、望ましくない感情経験を感受しているのである。前節で述べたように、望ましくない自己感情を経験することが自己の「社会的な場」の劣位性の指標となるならば、この事例では、健常者と介助者が共謀し、障害者を劣位な位置におくという「見下し」が達成されている。ここから、三者関係という観点から見ると(1)が現象していると言えよう。

続いて、冒頭の実例1に立ち返って検討してみよう。この事例の前半では、この状況を「通りががりの人」である健常者が、介助者が「好ましい行為」を障害者に対して行っているものと見なす。そこから健常者は、この場面について、好ましい行為を眺める自己と、対介助者・障害者との関係性として状況定義を行い、それに対応した「感情ルール」から、「にこにことした笑顔」を表出しているものとして読むことが出来る。すなわち、3者関係という観点から見ると、(2)が現象していると言える。何故ならば、健常者が介助者に対して、好ましい行為を行っている者として、自己に優越した正の意味付与を行っているのに平行して、障害者側に対してそのような行為の客体として、負の意味付与を行い、自己より劣位な位置におくという「見下し」が成立しているからである。

さらにこの事例は、介助者側の「つついお辞儀を返してしまう」行為、さらにその意図として介助者自身が述べている「介助をしてあげているんだっていう意識」によって転換を受け

る。健常者側の「にこにことした笑顔」という肯定的な感情表出に対して、この介助者は、恐らくは「感情の負債」を感受して、「お辞儀を返す」ことで感謝を返してしまう。つまり、前節で述べたように、介助者は、「感情の負債」には感謝を返すべし」とする「感情ノルム」に同調し、健常者側の状況定義、並びに「感情ルール」の運用を承認することを通して、健常者側の振る舞いが要請する「感謝の交換経済」を承認する。そして介助者は、そのような応答をしたことに対して「おかしさ」を感じつつも、「介助をしてあげているんだ」という意識がその場面では働いていたことを示し、障害者側に対する負の意味付与に同調してしまっていたことが示されている。この過程を通して介助者は、自身が実は健常者側の障害者側に対する「見下し」に同調していたことを感受し、自己が自身に対する健常者側からの正の意味付与に値する者ではないことを感受する。恐らく、この感受の内実には、障害者側を見下していなかったというこれまでの自己像に対する羞恥等の望ましくない感情経験が伴うであろう。さらに、前節で述べたように、ある行為者AがBに対して、肯定的な感情表出の利用によって、「感謝の交換経済」に応答する義務感を産出することが、AのBに対する優位性を帰結することを考慮に入れるならば、3者関係という観点から見ると、(3)が現象しているのである。

事例3・事例4と、事例1を比較するならば、事例1の方がより狡猾であるといえる。何故ならば、健常者は「にこにことした笑顔」という、障害者との関わりにおいては一見望ましい感情経験の表出を行い、介助者に「感情の負債」を感受させることで、「お辞儀を返す」という、「感謝の交換経済」の承認を調達する。この過程において健常者は、介助者に一旦は自己に優

越した正の意味付与をし、障害者に負の意味付与をすることを通して、「見下し」を行う中で、介助者を自身に優越した共犯者の位置につかせる。その上で、介助者は、「感謝の交換経済」にからめ取られる中で、自身と健常者との位置を逆転させるような応答を返している。すなわち、健常者はまず、「にこにことした笑顔」の呈示によって、介助者 $\geq$ 健常者 $>$ 障害者といった序列を受け入れることを介助者に要求する。しかし、それに対する介助者の応答によって、健常者 $>$ 介助者 $>$ 障害者という序列を獲得しているのである。つまり、健常者は、自身の感情経験の表出によって、障害者に対して、「見下し」を含む一見すると望ましい行為の客体としての負の意味付与を保持し、「見下し」を達成し続けると同時に、介助者を「感謝の交換経済」にからめ取ることによって、「介助してあげているんだという意識」から生じる自己像の降下を感受させる。このことによって健常者は、自らは何らかの後続する行為を行うことなく三者関係での最上位を獲得しているのである。すなわち一見すると望ましい感情経験の呈示を行う中で、健常者が介助者という「共犯者」を獲得しているという点で事例3に比べて狡猾であると言え、その中でも健常者 $>$ 介助者 $>$ 障害者という、自己が最上位に来る序列を獲得している点で、事例4に比べて狡猾な感情経験の利用であると言える。

## 5) 終わりに

以上、本稿では、感情経験を利用した「見下し」が成立するあり方として、見下しを行う側が、その状況定義の優位性から、見下される側から「感情ルール」の適切性の承認を獲得するあり方を差別現象を事例として分析してきた。

更に、見下しを行う側が行う、見下される側への負の意味付与が内包されている状況定義に対応した「感情ルール」に基づいた、一見望ましい感情経験の表出が内包する「見下し」が、望ましい感情表出に対して「感情の負債」を感受し、感謝を返さねばならないとする、状況貫通的な「感情ノルム」に対応した応答を要求することによって達成されるあり方を「感謝の交換経済」として分析した。無論、本稿で取り上げた差別現象という事例に留まらない。感情経験の利用によって「見下し」が成立する契機、あるいは一見すると望ましい感情経験の表出が持つ「見下し」の契機が存在しうるだろう。こうした契機は、差別現象に留まらず、広く日常世界での様々な相互行為過程に内在しているものと考えられる。その意味で本稿が提出したモデルは、社会に偏在したものであり、それに対抗する実践は困難であるように思われる。

しかし、一方では、本稿の分析からは、感情経験を利用した「見下し」、さらには一見すると肯定的な感情経験が内包する「見下し」の契機に対抗しうる実践の契機も存在すると思われる。では、そうした実践はいかにして達成されるのだろうか。

社会通念上常識とされる感情経験の表出や感受のあり方に対抗する論理をつむぎだし、実践する行為は、感情経験の表出・感受のあり方からの逸脱を前提としなければ成立しない。そして、その行為はトイツが「感情逸脱」(Emotional deviant)の効果として述べる、自己の感情が統制しえない無能力者としての、他者からの否定的なサンクションや、否定的な自己像の感受を帰結するであろう[Thoits, P. 1985]。例えば、他者からの望ましい感情表出に対して、「感謝」のお辞儀で返さなかった場合、どのように見られるであろうか。通常われわれは、彼／彼女を

「無愛想な人間」、「礼儀知らず」と見なすであろうし、そうした他者からの視線を予期するが故に、思わずお辞儀を返してしまうであろう。

しかし、この種の感情経験の応対のあり方は必ずしも普遍的なものである必然性はない。本稿で筆者は、感情規範のあり方として抽象化された「感情ノルム」と、場面場面で運用される、状況定義に対応した「感情ルール」との双方が存在することを指摘した。このことを裏返せば、例えば「笑顔には感謝」という「感情ノルム」に対して、状況定義のあり方如何によっては、感謝を返さなくても良いとする（あるいは、それこそが「感情逸脱」であるとする）「感情ルール」とが併存しうる可能性、すなわち「感謝の交換経済」の成立基盤である「感情ノルム」を「感情ルール」と捉え直す実践の中で、「感謝の交換経済」にからめ取られない可能性もまた、存在しうる。事例1で取り上げた介助者の「考えてみるとおかしいですね。私たち友人としてつきあっているんですもの。」という言葉の中に、そうした可能性の萌芽を見ることが出来るのではないだろうか。

#### 註

- (1) 差別現象の捉え方に関しては様々な議論があるが、本稿は「見下し」を差別意識の普遍的側面と捉える佐藤の議論[佐藤 1989]に従い、差別現象の「見下し」という側面に注目し、議論を展開している。
- (2) 感情社会学には様々な理論的立場があり、相対立する立場に立脚する論者の中で論争が展開されてきたが、ある特定の状況に、ある感情経験の保持・表出が対応するという規則性を、感情経験の感受に際して、何らかの社会性というファクターを差し挟むことで立証しようとする方向性は共通

- している。感情社会学における様々な理論的な立場の相違や、論争の詳細については拙稿[崎山1999a]を参照されたい。
- (3) 感情労働論の展開、並びに感情労働がもたらす効果に関する論争の焦点については拙稿[崎山1999b]を参照されたい。
- (4) このように述べたからといって、筆者は必ずしも今日の社会において、差別を肯定する心性が存在することを否定するものではないこと、並びに未だに「差別的意図をもって差別をする」事例も多いことを付言しておく。
- (5) スティグマを負った者というのはゴフマンの概念である。彼はスティグマを社会関係によって構成される個人の自己像に対する負の烙印と見なし、それを負った者が自己像を肯定化する技法について、可視的なスティグマを負った者と不可視的なスティグマを負った者との相違を分析する[Goffman, E.1963=1970]。ジョーンズの議論は、前者に焦点を絞りつつ、それに対する一般人の感情経験を分析したものである。
- (6) 本稿では、障害者の自立生活を、“自らの生活を自らの意志で決定するため、家族や福祉施設外の人間関係にもとづく介助を受ける生活”[儘田1992,p.166]と定義している。
- (7) 自立生活に至らしめた理由としては、施設の抑圧性のみならず、ノーマライゼーションの理念の浸透が挙げられる。この理念を北野は、(1)障害に関わらず、ともに生きることは障害者の権利だけではなく、社会の全ての成員の義務とする理念、(2)マイノリティのみで閉鎖的な社会を作ることはなく、マイノリティがマジョリティに合わせることもなく、両者の相互変革の実践であるとしている[定藤他編1993]。
- (8) 施設収容の抑圧性として感情経験をとり上げる意義については拙稿[崎山1998]を参照されたい。
- (9) この他にも、施設では、障害者の身体上の痛みがしばしば黙殺されたり、痛みを表出することの正当性が承認されない現状が報告されている[山田1990, p.10]。
- (10) ホクシールド自身がこの概念を述べる際には、主に既婚男女間の家事労働の配分を巡るコンフリクトと、それを処理する技法のみが念頭に置かれているが[Hochschild, A.R. 1986, 1989=1990, 1990]、筆者はこの概念は私生活全般に拡張しうるものと考えており、このように概念を拡張して利用しても問題はないと考える。
- (11) この感情の互酬性という議論は、既にブラウによって展開されていたと思われるかもしれない。確かに彼の交換理論では、好意、愛情、尊敬といった感情の互酬性による社会的紐帯の成立と、そのインバランスによる権力の発生が分析されている。例えば好意という感情が、相互行為過程において交換される贈与物としての役割を果たし、社会的紐帯の成立に寄与することが指摘されている。さらに、このような肯定的感情を与えられることが個人を交換過程に参与させる誘因力であることが指摘されるとともに、逆に肯定的感情を過剰に与える立場に立つことが、他者への優位性、すなわちブラウの意味する権力の発生基盤となることを指摘している[Blau, P.1964=1974]。
- しかしホクシールドは、ブラウの議論はこの交換過程が自明視されたものを扱っているに過ぎず、この交換過程が権力に結びつく過程における、交換対象としての感情に関する送り手・受け手双方の意味解釈のあり方の分析が欠落していると指摘し、これを「直接交換」(Straight exchange)とする。一方で自身が注目するのは、交換過程自体が意識化され、解釈が施される「即興の交換」(improvisational exchange)とする。前者と後者の差異は、後者において始めて「感情の負債」のあり方が対自化され、交換過程と権力の結びつきのあり方が明らかにされる点にある。

(12)ある相互行為場面における個々人の社会的な立場の優位性・劣位性と感情経験との結びつきについては、ケンパーも指摘している[Kemper, Th.D. 1978]。しかしケンパーは感情経験の原因論として社会的な立場を考察しているが、クラークは、特定の感情経験の感受が、結果として社会的な立場の感受を帰結していることを考察しており、両者の理論の方向性は正反対である。本稿では、特定の感情経験の感受に伴う、社会的な立場の優位性・劣位

性の感受が検討されているため、クラークの議論に依拠している。

(13)この理念は、“この駅員だって善意から介助しているわけではない。公共の交通機関として乗車拒否もできず、車イスが来れば拒まずに手を貸す。それ以上でもそれ以下でもない。だからこちらも堂々と乗車すればいいのである。”[日本リハビリテーション協会編 1992, p.31] といった記述に端的に示されている。

#### 文献

- 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也 1995『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学（増補改訂版）』藤原書店
- 安積遊歩 1993『癒しのセクシー・トリップ——私は車イスの私が好き』太郎次郎社
- Blau, Peter 1964 *Exchange and Power in Social Life*, John Wiley&Sons, Inc.=1974.塩原勉他訳『交換と権力——社会過程の弁証法社会学』新曜社
- Clark, Candace 1987 "Sympathy Biography and Sympathy Margin", *A.J.S.*93-2, pp.290-321
- 1990 "Emotion and Micropolitics in Everyday Life:Some Patterns and Paradox of Place", Kemper, Thodore, D. (ed.) *Research Agenda in the Sociology of Emotion*, SUNY Press.pp.305-334
- Goffman, Erving 1963 *Stigma:Note on the Management of Spoiled Identity*, Prentice Hall =1970.石黒毅訳『ステイグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房
- Hochschild, Arlie Russel 1979 "Emotional Work, Feeling Rules and Social Structure", *A.J.S.*85, pp.551-575
- 1983 *The Managed Heart:Commercialization of Human Feeling*, University of California Press.
- 1986 "The Economy of Gratitude", Frank, David, D. & Mccarthy, E. Doyle (eds.) *The Sociology of Emotion*, JAI Press Inc.pp.95-115
- 1989 *The Second Shift:Working Parents and Path for Future Research*, PenguinBooks=1990.田中好子訳『セカンド・シフト——アメリカ共働き家庭の今』朝日新聞社
- 1990 "Ideology and Emotion Management:A Perspective and Path for Future Research", Kemper, Theodore, D. (ed.) *Research Agenda in the Sociology of Emotion*, SUNY Press.pp.117-142
- 生瀬克己編 1986『障害者と差別語：健常者への問いかけ』明石書店
- 石川准・岡原正幸・好井裕明 1986「障害者・介助者・オーディエンス」『解放社会学研究』1, pp.25-41
- Jones, E. Edward 1984 *Social Stigma: The Psychology of Marked Relationship*, W.H, Freeman and Company.
- Kemper, Theodore D. 1978 "Toward a Sociology of Emotion", *The American Sociologist*, 13, pp.30-41
- 儘田徹 1992「社会運動の社会学への一視角——『生の技法』をめぐる〜」『年報社会学論集』5, pp.165-174
- 日本障害者リハビリテーション協会編 1992『障害者の福祉——特集：生活の中の工夫』



- 岡原正幸 1993 「感情の作法」 山岸健編『日常的世界と人間』小林出版、pp.120-139  
—— 1998 『ホモ・アフェクトス』世界思想社
- 大村英昭 1988 「罪と恥と2つの権力」『現代社会学』14, pp.156-163
- 定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編 1993 『自立生活の思想と展望——福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして』ミネルヴァ書房
- 坂本佳鶴恵 1989 「行為論への一視角」『社会学評論』40-3, pp.267-280
- 崎山治男 1998 「感情経験の「存在論的」意味——強制収容所における感情経験を事例として」『ソシオロギス』22, pp.186-201  
—— 1999a 「構成主義的感情社会学の可能性——理論における生理的機構のあり方を巡って」『社会学史研究』21, pp. 87-100  
—— 1999b 「感情管理化する社会と自己——感情労働論の展開から」庄司興吉編『共生社会の文化戦略』梓出版社, pp. 91-110
- 佐藤裕 1989 「「見下し」の理論と差別意識」『年報人間科学』10, pp.113-127  
—— 1990 「三者関係としての差別」『解放社会学研究』4, pp.77-87
- 水津嘉克 1996 「象徴的排除と同調的排除」『ソシオロギス』20, pp.128-141
- 障害者アートバンク編 1991 『障害者の日常術』晶文社
- Thoits, Peggy 1985 "Self-Labeling Process in Mental Illness", *A.J.S.* 92, pp221-250
- 山田明 1990 「リハビリテーションと介護技術」『リハビリテーション研究』65, pp.1-10

(さきやま・はるお)